

# 安全設備規則検査要領一部改正案

(乗込用はしご)

(外国籍船舶用 (翻訳))

# 改正案の概要

## 改正する要領

安全設備規則検査要領  
(外国籍船舶用)

## 改正事項

乗込用はしごに関する事項

## 改正理由

SOLAS 条約 第 III 章 第 16.1 規則は、進水装置及び乗込装置の搭載が免除される救命艇及び救命いかだの要件について規定している。しかしながら、進水装置及び乗込装置が免除される救命艇及び救命いかだであっても、同装置を使用することなく乗込むことは安全面を考慮すると問題がある旨 IACS 内で議論された。

その結果、IACS は、同 16.1 規則に規定される救命艇及び救命いかだが、同 31.1.3 規則に規定される油タンカー、化学薬品タンカー及びガス運搬船以外の長さ 85m 未満の貨物船に搭載される場合は、各舷に乗込用はしごを備えるよう IACS 統一解釈 SC215 が 2007 年 2 月に制定した。

今般、乗込用はしごに関する IACS 統一解釈 SC215 に基づき、関連規定を改める。

## 改正内容

SOLAS 条約 第 III 章 第 16.1 規則に規定される救命艇及び救命いかだを搭載する油タンカー、化学薬品タンカー及びガス運搬船以外の長さ 85m 未満の貨物船にあつては、乗込用はしごを各舷に備えることを明記する。

## 予定施行日

2007 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用。

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

### 3章 配置及び性能

#### 3.1 一般

##### 3.1.1 一般

-11 として、次の1項を加える。

-11. SOLAS 条約 第 III 章 第 31.1.3 規則に規定される船舶で、かつ、同 16.1 規則に規定される進水装置及び乗込装置が免除される救命艇及び救命いかだが搭載される船舶にあつては、乗込用はしごを各舷に備えること。